

平成27年4月17日

高松市議会議長 殿

氏名 大西 智



政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり平成26年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

1 収入 1,200,000 円

2 支出 428,981 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金額	摘要
1. 調査研究費	8,182円	内訳別紙のとおり
2. 研修費	328,160円	〃
7. 資料作成費	1,999円	〃
8. 資料購入費	90,640円	〃

3 残額 771,019 円

注

1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。

2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員 大西 智

項 目	内 訳	金額 (円)	項 目	内 訳	金額 (円)
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料	
	2 宿泊費			2 出席者負担金	
	3 委託料			3 会費	
	4 その他の費用	8,182		4 交通費	
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費	
	2 講師謝金			6 その他の費用	
	3 出席者負担金	135,000	7 資料作成費	1 印刷製本費	
	4 会費			2 委託料	
	5 交通費	178,070		3 事務用品購入費	1,999
	6 宿泊費	15,090		4 事務機器賃借料	
	7 その他の費用			5 その他の費用	
3 広報費	1 広報紙等印刷費		8 資料購入費	1 図書購入費	90,640
	2 広報紙等送料			2 資料等購入費	
	3 会場借上げ料			3 その他の費用	
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料	
	5 その他の費用			2 賃金	
4 広聴費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料	
	2 印刷費			4 その他の費用	
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料	
	4 その他の費用			2 維持管理費	
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費	
	2 宿泊費			4 事務用品購入費	
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料	
				6 その他の費用	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-(5)

日付欄

領 収 書

No 54332

大西 智 殿

印
紙

領収金額							円
			7	3	8	3	00-

但し旅費宿泊費(食事なし)

上記金額正に領収致しました
平成26年8月1日

現金	✓
小切手	通
手形	通 期日 /
振込	
相殺	
計	



四国航空株式会社

SHIKOKU AIR SERVICE

高松市兵庫町8番地1
TEL.087-851-7500

取扱者印

注意 本領収書の金額を訂正したもの及び会社印扱者印が無いものは無効と致します

一般財団法人 空港環境整備協会
高松空港駐車場
TEL.087-879-5961

収 入 証 明

精算機 #05	A 精算No.000173
発券機 #01	発券No.095905
入庫時刻	2014年8月6日(水) 09:07
出庫時刻	2014年8月7日(木) 17:28
駐車時間	1日 8:21
駐車料金	A料金 1,600円
=====	
合計	1,600円
現金領収額	1,600円
お預り	2,000円
お釣り	400円

またのご利用をお待ちしております。

(補記)

地方議員研究会セミナー(8/6)の交通費・宿泊費(宿泊パック・食事なし)、駐車場代

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 26年8月6日

★ ￥30,000

但 8/6~7 セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-8-23F 17-3
地方議員研究会

(補記)

地方議員研修会セミナー(8/6)の受講料



備 考


政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-(5)

貼付欄

領 収 書		№ 55758
大西 智 殿		印 紙
領収金額	939500 円	
但し 非営利団体(朝倉会)代会に		
上記金額正に領収致しました		
平成26年10月20日		
現金	✓	
小切手	通	
手形	通 期日 /	
振込		
相殺		
計		


四国航空株式会社
 SHIKOKU AIR SERVICE 
 高松市兵庫町8番地1
 TEL 087-851-7500

取扱者印 

注意 本領収書の金額を訂正したもの及び会社印扱者印が無いものは無効と致します

駐車券(領収書)

一般財団法人
空港環境整備協会

高松空港駐車場 ☎087-879-5961

01 #48047 A 14-10-21 09:17

03 A 1600円 14-10-22 19:41

金額



裏面の注意事項をご覧ください

AW8027

(補記)

第10回地域医療政策セミナー(10/21)の交通費・宿泊費(宿泊パック・食事なし)、駐車場代

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 26年11月4日

★ ￥15,000

但 11/4 10:00～セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7F3
地方議員研究会

領 収 証

大西 智 様 26年11月4日

★ ￥15,000

但 11/4 14:00～セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7F3
地方議員研究会

(補記)

地方議員研究会セミナー(11/4)の受講料

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 26 年 11 月 5 日

★ ￥15,000

但 11/5 10:00~セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-28
地方議員研究会

(補記)

地方議員研究会セミナー(11/5)の受講料

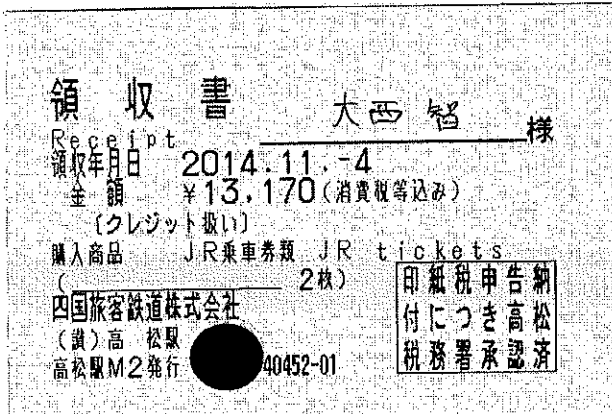
備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

高松 ⇄ 神戸



(補記)

地方議員研究会セミナー(11/4,5)の交通費

備考

便途項目 2-(6)

Mr Satoshi Oonishi
大西 智様



ご請求明細書
INVOICE

発行日 Date 05-NOV-14
お部屋番号 Room No. 0905
人数 No. of Guest 1 / 0
担当者 Cashier 515
ページ番号 Page No. 1 / 1
ご請求書No Invoice No. 233907

ご宿泊者 Guest Name
大西 智様

ご到着 Arrival 11-04-14
ご出発 Departure 11-05-14

日付/Date	ご請求内容 / 詳細 / Description	料金/ Debit	お支払/Credit
11-04-14	■■■■■		8,500
11-04-14	ご宿泊代	8,500	
合計 Total		8,500	8,500
残高 (円) Balance			0
ご利用金額 (円) Total Amount			8,500
内消費税 (円) Tax			629

ご署名/Guest Signature

領収書 RECEIPT

お名前 大西 智

様

《内訳》

現金	
クレジット	8500
割引券	
商品券	

担当者	■■■■■
請求書No.	233907

¥ 8,500

(内消費税等 629)

但し、ご利用代として 2014年11月05日

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

ありがとうございます。またのご利用をお待ちしております。
ご利用金額には規定の税金を加算させて頂いております。
個々の伝票につきましては、お手ながら再発行致し兼ねます。差しからずご了承くださいませ。

ホテルトラステイ神戸旧居留地

〒464-0801 名古屋市中区
リゾートトラスト株式会社

T:050-0035 兵庫県神戸市中央区浪花町63番地 TEL:078-330-9111 FAX:078-330-9112

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 高松西 料金所(至) 高知</p> <p>14年11月10日 12時50分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥3,110- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 11111-07375-75384</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-user.jp/ にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 高知 料金所(至) 高松西</p> <p>14年11月11日 11時16分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥3,110- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 11111-17967-54290</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-user.jp/ にアクセスして下さい。</small></p>
---	--

(補記)

高知市市議会視察「高知チャレンジ塾」(11/10)の交通費

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(6)
------	-------

貼付欄

領 収 証		大西 智	様	No. _____
金額				16590
但 御宿泊代にて				
内 訳	1126年11月10日 上記正に領収いたしました			
現金	/			
小切手	/			
手形	/			
消費税額等(%)	/			
		〒780-0843 高知県高知市廿四町10-8		収入印紙
		ホテルNo.1高知		
		TEL 088-873-3333 FAX 088-873-9999		●

GR1614

(補記)

高知市市議会視察「高知チャレンジ塾」(11/10)の宿泊費

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

高松 ⇄ 京都

領収書 大西 智 様

Receipt
領収年月日 2014.11.13
金額 ¥14,840 (消費税等込み)
[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(00553 4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
(譲) 高松駅
高松駅M1発行 10554-01

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

領収書 大西 智 様

Receipt
領収年月日 2014.11.13
金額 ¥4,300 (消費税等込み)
[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(10400 2枚)
西日本旅客鉄道株式会社
京都駅
京都駅F24発行 20401-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

(補記)

地方議員研究会セミナー(11/13)の交通費

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 26年11月13日

★ ￥15,000

但 11/13 13:30~セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-235

地方議員研究会

(補記)

地方議員研究会セミナー(11/13)の受講料

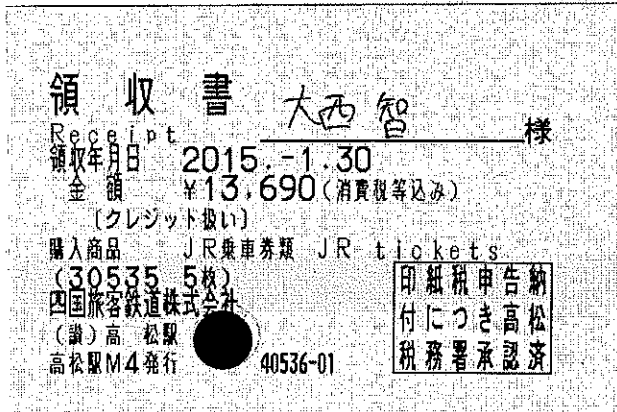
備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(5)
------	-------

貼付欄

高松 ⇄ 大阪



(補記)

地方議員研究会セミナー(1/30)の交通費

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 27 年 1 月 30 日

★ ￥15,000

但 1/30 9:30~ セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-2805
地方議員研究会

領 収 証

大西 智 様 27 年 1 月 30 日

★ ￥15,000

但 1/30 13:30~ セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-2805
地方議員研究会

(補記)



地方議員研究会セミナー(1/30)の受講料

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-(5)

貼付欄

<u>領 収 書</u>		№ 57199
大西 智 殿		印 紙
領収金額	¥ 4 3 3 0 0	
但し 航空券宿泊パック代(食事なし)		
上記金額正に領収致しました		
平成27年2月2日		
現金	✓	 四国航空株式会社 SHIKOKU AIR SERVICE CO., LTD. 高松市兵庫町8番地1 TEL 087-851-7500
小切手	通	
手形	通 期日 /	
振込		
相殺		
計		取扱 者印 
注意 本領収書の金額を訂正したもの及び会社印扱者印が無いものは無効と致します		

一般財団法人 空港環境整備協会
高松空港駐車場
 TEL.087-879-5961

領 収 証

精算機 #02 A 精算No. 000172
 発券機 #01 発券No. 018639
 入庫時刻 2015年 2月 2日 (月) 16:40
 出庫時刻 2015年 2月 3日 (火) 21:32
 駐車時間 1日 4:52
 駐車料金 A料金 1,550円

=====
合 計 1,550円
お預り 2,000円
お 釣 450円
 上記正に領収致しました。
 =====

(補記)

地方議員研究会セミナー(2/3)の交通費・宿泊費(宿泊パック・食事なし)、駐車場代

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-(3)
------	-------

貼付欄

領 収 証

大西 智 様 27 年 2 月 3 日

★ ￥15,000

但 2/3 9:30～セミナー受講代として
上記正に領収いたしました

〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 73
地方議員研究会

(補記)

地方議員研修会セミナー(2/3)の受講料

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-(1)

貼付欄

領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年04月分 購読料 3,093 円 (消費税込み)

品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年4月30日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

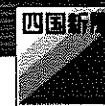
TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

当店では自動振替を、お勧めしております

取扱者印



領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年05月分 購読料 3,093 円 (消費税込み)

品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年5月31日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

当店では自動振替を、お勧めしております

取扱者印



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093 円×2ヶ月(4, 5月分)=6,186 円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-(1)

貼付欄

領 収 書 

大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年06月分 購読料		3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年6月30日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



領 収 書 

大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年07月分 購読料		3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年7月31日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093円×2ヶ月(6, 7月分)=6,186円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年08月分	購読料	3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年 8月31日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

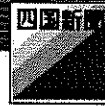
〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年09月分	購読料	3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26年 9月30日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093 円×2ヶ月(8, 9月分)=6,186 円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-(1)

貼付欄

領 収 書 

大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年10月分 購読料 3,093 円 (消費税込み)

品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26 年 10 月 31 日 上記正に領収いたしました。
 四国新聞 今里・片山販売所
 〒760-0078 高松市今里町1-1-4
 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166
 当店では自動振替を、お勤めしております



領 収 書 

大西 智 様

No. 13- 10- 62

2014年11月分 購読料 3,093 円 (消費税込み)

品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H26 年 11 月 30 日 上記正に領収いたしました。
 四国新聞 今里・片山販売所
 〒760-0078 高松市今里町1-1-4
 TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166
 当店では自動振替を、お勤めしております



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093 円×2ヶ月(10, 11月分)=6,186 円を購入

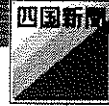
備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2015年01月分	購読料	3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部 数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

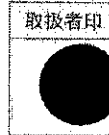
平成27年1月31日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093 円×1ヶ月(1月分)=3,093 円を購入

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	8-(1)
------	-------

貼付欄

領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2015年02月分	購読料	3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H27年 2月28日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

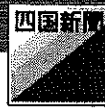
〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



領 収 書



大西 智 様

No. 13- 10- 62

2015年03月分	購読料	3,093 円 (消費税込み)	
品 名	部数	金 額	備 考
四国新聞	1	3,093	

H27年 3月31日 上記正に領収いたしました。

四国新聞 今里・片山販売所

〒760-0078 高松市今里町1-1-4

TEL:087-862-2516 FAX:087-862-6166

.....
 当店では自動振替を、お勧めしております



(補記)・新聞「四国新聞」 3,093円×2ヶ月(2, 3月分)=6,186円を購入

備 考

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 8 月 6 日(水)、7 日(木)
場 所	東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「地域はどう評価されているのか」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>我が国は既に、人口減少時代に突入をした。 また、人口減少、少子超高齢社会の進行により、地方の衰退や、医療・福祉・介護などの分野においても、深刻な課題が浮き彫りになっている。</p> <p>民間研究機関「日本創成会議」が今年 5 月に公表した「消滅自治体リスト」も大きな反響を起している。 今後地方が、持続可能な社会を構築していくためには、人口減少対策は不可欠である。</p> <p>そのためには、地域の状況を的確に把握したうえでの対策が必要であることから、的確な状況分析と対策立案の方法を学ぶため本セミナーを受講した。</p> <p><講義></p> <p>議題：「地方はどう評価されているのか」 講師：東洋大学経済学部教授 根本 祐二氏</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域分析の背景：地域のことは地域にいないと分からないか <ul style="list-style-type: none"> ・地域のことは地域の人しか知らないのであれば、一番地域の事を知っている人が取組んで解決しないことは、だれも解決できない。 ・近すぎるとかえって見えない事もある。 ・逆の発想、よそ者の持っている、客観的な見方が重要。 ●地域分析の背景：地球規模での地域間競争 <ul style="list-style-type: none"> ・競争の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・「人」人は動ける（移動する） ・「企業」ずっといるとは限らない。 ・「カネ」世界中で回っている

- ・地域とは、選ばれる側。
- ・常に相対的に競争し、地球規模での競争にさらされており、競争に負けると人は減る。
- ・居住を強制する権利はない
 - ・地域政策とは、地域という商品を人、企業、消費者へ販売することである。
- 人口分析
 - ・定住人口（夜間人口）（一番のコア）
 - ・増やしたいと思っても、簡単にはいかない。
 - ・そこで、誰を増やすか。誰を減らさないか。
 - ・減少しているところは、魅力が減っているところ。
 - ・人口変動は、競争の結果で起こる。
- 定住人口の統計
 - ・自分の手で、調べてみる
- コーホート分析
 - ・5歳階級別のデータを揃える
 - ・5年前の5歳下と比較
 - ・プラスであれば、その世代は増加している。
 - ・マイナスであれば、その世代は減少している。
 - ・人間は、何らかのイベントで移動するため、動くタイミング時点の動機を分析することで、地域の特徴がつかめる。
- （事例）津市白山地区
 - ・地域の方に集ってもらい、コーホート分析をもとに、どういう地域かを話し合った。
 - ・高校入学期の人口増
 - ・全寮制で、一学年100人の三学年で300人
 - ・一学年(100人)で1人でも地元に残り活躍してもらえれば、10年で10人ということになる。
 - ・同じ人間のみコミュニティでは、刺激も新しい発想も出てこない。
 - ・貴重な人材資源である。
- （事例2）千葉県館山市
 - ・Uターンが多い
 - ・雇用があるということ。
 - ・定年後地元に戻ってくる。または、Iターン。
- 実態をどのように調べるか
 - ・聞き取りを行う。
 - ・なぜ聞くのかというと、この厳しい状況の中で、地域を選択してくれた、ベストコンシューマーであり、その動機を知ることで、地域の強みを知ることができる。

- ・ たまたまの増加であれば、たまたまで無くす施策が必要であるが、多くの場合、その要因を地域は認識していない。
- コーホート分析（続）
 - ・ 世代別、男女別で見ればもっと詳細な分析ができる。
- 従業通学分析
 - ・ 国勢調査の従業通学分析を使用
- 従業者数比率分析：経済センサス
 - ・ 過去は「事業所統計」と呼んでいた。
 - ・ 総務省統計局により、2年前のデータが公表される。
- 経済センサスの特徴
 - ・ 細かな業種の内容を知ることができる。
- 従業者数比率分析
 - ・ 館山市は、漁業のまちのイメージであるが、従業者数比率分析を行うと、実態は全く異なることがわかる。
- （事例）石垣市
 - ・ コーホート分析では、高校、大学で域外へ流出しているが、その後に戻ってきている。
 - ・ 何を目的に戻ってくるのかを経済センサスから推定すると、宿泊業、飲食サービス業の比率が、全国平均の倍以上あることから、それらの雇用があることが要因を思われる。
- （成功事例）長野県 下条村
 - ・ 公共下水道は、補助金が多いため下水道に向かいがちであるが、地元負担が少ないのは合併浄化増である。
 - ・ Iターン者を対象に村営住宅を安価にし、自治会加入と消防団活動を条件にいれる。
 - ・ 地域活動はやりたいが、どうしていいかが分からない若者が集まる。
 - ・ 独自の雇用創出が難しいことから、雇用の場へ通勤しやすいような整備を行った。
- まとめ
 - ・ しっかりとした地域経営を行ったところに、結果的に人が集める。
 - ・ 海外とも競争をしていることから、国内での地域間競争は必要であり、また、地域間の連携も必要である。

<結果・考察>

- ・ 持続可能な地域の構築に向け、地域活性化を図るには、「人口減少」「少子超高齢化」への対応が不可欠である。
- ・ そのためには、しっかりとした地域経営が求められ、「国際競争」「地域間競争」で優位に立つなどにより、地域を選択してもらう必要がある。

	<p>・地域を選択してもらうには、まず、「地域がどう評価されているのか」を理解しなければならず、そのために、客観的な分析もまじえて、地域の特徴（強みや弱み）、地域資源、住民の動向・ニーズの把握が必要である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 10 月 21 日(火)
場 所	東京都千代田区平河町 2-4-1 都市センターホテル
相 手 方	全国自治体病院経営都市議会協議会 主催 第 10 回地域医療政策セミナーを受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>全国的な自治体病院の経営不振や慢性的な医師不足および偏在問題が大きな課題となっている今日において、激動の時代における病院経営や、地域医療の再生に向けた取組を学び、課題解決に繋げていくことを目的に本セミナーを受講した。</p> <p>◆講 演：「激動の時代の病院経営とは」 ～これからの経営マネジメントと地域連携を考える～ 講 師：社会福祉法人恩賜財団 済生会神奈川県支部 支部長 正木義博氏</p> <p><内容></p> <p>●はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療は、役割分担を持ち全員で取り組むことが必要。 ・直近（5年後）のビジョンが必要。 ・病院経営は、病床の稼働率が 95%以上であれば成り立つが、80%代になると経営は苦しくなる。 ・そのためには、地域病院からの紹介や、救急搬送において行きたいと思われる病院でなければならない。 <p>●医療を囲む外部環境の変化を読み解く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の中長期的な方針では、7対1看護が予想より多くなっていることから、今後はより条件が厳しくなることが予想される。 ・診療報酬は、改定されても引き上げられることはなく、良くて横ばいである。 ・社会保障制度改革国民会議報告書による改革の方向性は、「地域医療完結型」に見合った報酬に向け体系的に見直すこととしている。 ・26年度診療報酬改定では、「高い精度の要求」「十分な職員の配

置」「在宅復帰機能の強化」に向けて基準が見直された。

- ・自治体病院における経営収支の状況は、黒字病院の割合が年々徐々に減少している。
- ・今後制度改定が考えられることは、紹介状を持たない外来患者への負担増があり、初診に対し一律料金（5,000円?）を課すことなどがある。

●病院改革を推し進める

- ・今、病院（組織）がなすべきことは、どんな環境にでも対応できる組織への変革であり、求められているのは、「外部環境への対応」「健全なる経営組織体」「医療の質の向上」などの病院改革である。
- ・改革には、一刻も早いトップの決断が必要であり、また、しっかりとしたビジョンを立て、達成に向けた戦略が必要である。
- ・そのためには、5年後をしっかりと見据え、5年間のPDCAサイクルをしっかりと回さなければならない。

●バランス・スコアカード（BSC）を使った計画立案

- ・バランス・スコアカードの基本構図は、経営ビジョンに対して、「財務」「顧客満足」「業務プロセス」「学習と成長」の4つの視点のバランスをとることで、ビジョンの実現を図るものであり。
- ・BSCとは、未来志向でバランスの取れた経営を行うため、ビジョンという目的地に向かう、飛行機の「飛び方」「計測器」のようなものである。
- ・従来の財務指標等の古典的経営管理では、結果にのみ偏る経営となり、未来へのビジョン・戦略が無く「速度計と燃料計」のみで走る車のようなものである。

●患者さんのサービスを行う

- ・患者さんへのサービスの展開には、顧客の視点が必要である。
- ・具体的には、「適切で安心な高質な医療の提供」「医療に関する詳細な説明」「安全管理への注力」「低侵襲医療（侵襲：手術、医療処置のような、生体を傷つけること）」「精神的・経済的な負担軽減」「各種相談機能の充実」「やさしさ、挨拶、マナー、接遇」「地域社会へのサービス」である。
- ・公開講座、出前講座を充実されることも重要であり、待つのではなく、出向いて行くこと、また日頃からの地域との交流が必要。

●連携（ネットワーク）システム作りを

- ・自らの病院だけではなく、他の病院の教育も必要。
- ・熊本県の病床数は、全国を比較すると多い。病床が余っていると言えるが、その分連携がしやすい環境とも言え、だからこそ連携がより重要となる。
- ・近年では、地域包括ケアが広がっており、急性期病院としても地

域病院との連携により、役割分担を行えることは有意義である。

- ・組織の整備では、地域連携のための「地域医療連携室」、病床利用率を高めるための、「病床管理室」の設置を行った。

●医療連携強化のための努力

- ・地域医療連携の強化への努力として、「他医療機関からの実習・研修の受入」や「医師の派遣による地域医療の手助け」また、「院内での勉強会」などを行い、結果「紹介率」「逆紹介率」が高まった。

●最近の医療連携

- ・最近の医療連携の特徴として、転院率と他院外来への率が高まっている。そのことは、地域医療連携が高まっている結果と言える。
- ・患者からすれば、「なぜ途中でなげだすのか？」との疑問が生じるが、「地域全体で見えていきます」との思いを理解していただけるように努める必要がある。
- ・これからの連携医療体制の構築としては、亜急性期・回復期医療施設が連携の中心となる。

●事務の仕事を変える

- ・今後は、医療経営のプロが必ず必要である。医療組織の経営マネジメントは事務の責務である。
- ・これまでの医療事務とは違い、医療のマネジメントが可能で、質の高い医療実践への貢献ができる組織の創設が必要であり、そのためには、医療の判る事務職員の育成が求められる。

●チームを作る

- ・「一丸となって頑張れる」「スクラムの組める」チーム作りが必要である。
- ・職員の士気を高めるためには、「人事制度の充実」が必要であり、そのためには、使命を実現するプロフェッショナル集団であり職員と家族の幸せを考え、「評価・処遇・人事管理・人材育成・雇用」に対する人事制度のマネジメントが必要。

●経営マネジメントを行う

- ・事務職の業務はマネジメント職であり、地域ニーズに応じた医療実現への努力が必要。
- ・昨今、医療に求められる質はますます高まっており、そのニーズに応じて行くには、「患者」→「医療機関」→「診断・治療・ケア」→「患者・職員満足度」→「医療成立」といった統合されたマネジメントが必要である。

●まとめ

- ・今、病院に求められているものは、それぞれの地域において、どのような医療機能で貢献するか立ち位置を明確にし、その機能を遂行可能にする病院改革を行うことである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・これから病院が生き残っていく条件は、「経営資源（特に人）の集中」「地域からの信頼」「質の高い医療の提供」「迅速な組織改革」「職員が一丸となれるチーム作り」である。 ・医療者が求めるものは、「地域への貢献」「患者さんの喜び」そして「職員の幸せ」である。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激動の時代における病院経営や、地域医療の再生に今必要なことは、病院改革が不可欠であることを学んだ。 ・病院改革を行うには、激しく変化する医療を取り巻く環境を的確に把握をし、求められているものを理解したうえで、問題を先送りすることなく、一刻も早いトップの決断が必要である。 ・改革を成功させるためには、まずビジョンを明確にするとともに、ビジョンを実現化するための、戦略やマネジメントが必要となる。 ・そして、病院職員全員が組織のベクトルを合わせ、一丸となれるチームを構成して推進していくとともに、地域住民や他の医療機関の理解、連携が重要であることを改めて学んだ。 <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 11 月 4 日(火)、5 日(水)
場 所	兵庫県神戸市中央区磯上通 8・3・10 井門三宮ビル 11 階
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「教育改革は家庭教育支援から切り込め」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>本市では、適応指導教室の児童・生徒の学校復帰率を高めるため、不登校児童生徒が自分を見つめ直し、自分らしさを取り戻し、自分の未来を切り開けるように、一人ひとりに応じた適指導を行うことより、学校復帰を支援し、社会的自立を図るため支援事業を行っている。</p> <p>上記取組を行った結果、効果として年々復帰率が高まっているが、平成 25 年度では、48.5%であり、未だ半数の児童・生徒は復帰できていない現象にある。</p> <p>当該セミナーの水野講師は、「家族と子どもの自立」を第一に考え、全国の親と子をサポートし、不登校の復学支援や予防・開発的な家庭教育支援を精力的に行い、子どもの自立を家庭で育むことが、近年教育現場で課題とされている「こころの再生」につながるという考えの元、カウンセリングを通じて個々のケースを紐解きながら支援をされている。</p> <p>また、自治体対象の家庭教育支援プロジェクトなどの社会的支援や、国の家庭教育支援政策、家庭教育の重要性を啓発する講演会やセミナーなども行っていることから、本市における、不登校児童・生徒の学校復帰率を高めるための課題克服に向けた方法を学ぶことを目的に、本セミナーを受講した。</p> <p><講義 1 ></p> <p>議題：教育改革は家庭教育支援から切り込め！ 「家庭教育支援行政の実際」 ～現状認識と法律の逐条解説～</p> <p>講師：(一財)家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事 水野 達朗氏</p>

<内容>

●はじめに（自己紹介）

- ・小中学校の不登校者への支援を行っている。
- ・教育現場では通常、「心のエネルギーが貯まるまで待つ」との方針であるが、私は待つのではなく踏み込んでいく。
- ・学校に戻っても、再度不登校になるケースが多い。なぜなら、家庭でのサポートの体制が整っていないため。
- ・家庭教育の専門家は、60代以降の方が多い。その世代が日本の教育の方向性を決めているが、ICTの普及など、変化する環境に対応するのは難しいのではないかと。
- ・現在の仕組みでは、不登校になった場合は「スクールカウンセラーへ相談」となっているが、そもそもスクールカウンセラーに相談はしていない。

●家庭教育の法的解釈

○家庭教育の定義

- ・教育基本法 第10条

○家庭教育とは、

- ・親が子どもに、家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につける援助をすること。

○家庭教育に関するアンケート結果

- ・半数以上の保護者(53.6%)が家庭の教育力が低下していると感じている。
- ・半数以上の保護者(54.5%)が家庭で子どもに十分躰をしていない保護者が増えていると感じている。
- ・約半数の保護者(47.9%)が家庭での教育（躰等）について悩みや不安を抱えている。
- ・以上の結果から、家庭教育支援を求めるニーズは多い。

○なぜ家庭教育から教育改革なのか

- ・一方では、家庭での保護者とのコミュニケーションについては、充実しているとの回答が84.9%を占めており、これら傾向は、コミュニケーションの内容や形態（あり方）に問題があることを示唆している。
- ・「家庭の教育力が低下していると思う理由」では、55.1%が、「親の過保護や過干渉」と回答している。
- ・子供への関心は薄れているのではなく、多くの事例は「過保護」「過干渉」により、通常なら乗り越えていく状況において、乗り越えられず不登校となっている。
- ・初めて子どもを授かった親は、親として初心者であるが、そのた

	<p>めの支援や、学びのケースが少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援は、子どもをどう自立させるかである。 ・引きこもりの大半は、不登校経験者であることから、不登校を防止すれば、引きこもりの防止にもなる。 <p>○家庭教育支援条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今、自治体における家庭教育支援の規範として家庭教育支援条例が発布されはじめている。 ・しかしながら、「家庭の内容に政治が介入すべきでない」との理由から、条例に対する誤解が多い。 ・こういった流れの源流にあるのは、平成 18 年の教育基本法改正である。 <p>○教育基本法改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 第 2 章 第 5 条から 15 条 <p>○改正教育基本法逐条説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（家庭教育） ・第 1 項は、親は、子の教育について第一義的責任を有することを明記。 ・第 2 項は、行政が家庭教育を支援するため必要な施策を講ずることを明記。 ・行政は、支援は行っているが、十分に機能していない。 <p>○児童の権利に関する条約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 44 回国連総会において採択された条約には、親が第一義的責任を負うことが明記されている。 <p>○教育振興基本計画の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等において「教育施策に関する基本的な計画」を定める事が義務化された。 ・平成 25 年 12 月時点での中核市における策定状況は 47 市中、37 市が策定済。 <p>○家庭教育の法的解釈</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援は、教育関係者、保護者、政治も望んでおり、出遅れると、子育て世帯の流出にもつながる。 ・行政に対するニーズとしては、父親目線は「交通の充実」、母親目線は「教育の充実」である。 <p>●家庭教育支援行政で自治体が誤りやすいポイントとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生の子どもに学校への行き渋りが出てしまった時、公的支援に助けを求めた場合を例に説明 ・市民はまず、行政に相談をする。 ・「教育委員会」に行っても「子育てに関する相談窓口は別」と窓口が違うと言われる。
--	---

- ・「保健・福祉部局」に行っても、「子育て支援センター」で相談してみればと言われる。
- ・保護者のニーズは、「サロン型」ではなく、「専門家のアドバイス」が欲しいのに叶わない。
- ・「支援センター」に行っても、「子どもが登校に必要なエネルギーが溜まるまで待ちましょう」「出席扱いになる制度があります」「医療機関を受診しては」との回答であり、必要としている具体的解決に向けたアドバイスは受けられない。

○市民のニーズがどこにあるのかが最大のポイント

- ・市民のニーズは、相談ではなく解決である。

○登校拒否問題への対応

- ・近年、「登校拒否」という表現は使わない。
- ・近年の状況では、「行きたいが行けない」が50%以上のため、「不登校」と表現。
- ・現在の主流は、「来談者中心療法（カウンセリング）」が中心であり、子供のやる気まで殺いでしまうため、具体論、「アドバイス」が必要。
- ・スクールカウンセラーも「待ちましょう」が支援の方法のため、基本的に、具体的アドバイスはしない。
- ・スクールカウンセラーによる効果なケースも多いが、そもそも「カウンセラーの支援なくしても戻れるケースが多数ある。
- ・子ども達が動き出す動機は、「このままではまずい」との内面的な思いからであるが、出席扱いにするとその思いが持ちづらい。

○不登校児童・生徒を持つ保護者のニーズ

- ・保護者のニーズは、「相談」より「解決」である。
- ・なぜならば、卒業後の進路や人生設計に大きな影響を及ぼすからである。
- ・不登校の未然予防ができたケースが多くあるが、アドバイスができないため、未然防止ができていない。

●データからひも解く公的支援と民間支援の現状

○不登校支援の学校外機関等の相談・指導実績

- ・不登校生徒の約30%が学校外の機関で相談や指導を受けている。
- ・その内約60%が教育委員会所管の教育支援センター等へ相談している。
- ・学校内外どちらにも相談や指導を受けていない生徒が約30%も存在する。

○不登校の問題

- ・不登校の問題は、学校に行かないことでなく、行かなくなってから

の、家庭内での行動にある。

- ・学校に行かなくなった子供たちの多くが、以降深刻な問題を抱える。

- ・継続登校が大切であり、そのことで社会性を養うこととなる。

○不登校生徒の進学先に関して

- ・不登校経験者の81.3%が高校に進学

○進学先の卒業の有無

- ・卒業は、66.8%

- ・約2割が中退（日本の平均は1.5%）。

○現在の就労状況

- ・非正規就業が、33.1%

- ・就業せずが、45.1%

○不登校経験者の思い

- ・不登校経験者のうち、37.8%が「学校に行けばよかった」と回答し、「行かなくてよかった」の11.4%を大きく上回る。

○不登校に対する「公的支援」と「民間支援」の比較

- ・公的支援（基本無料）

- ・登校刺激に関しては消極的。

- ・来談者中心療法が中心。

- ・欠席扱いにならないシステムを提案。

- ・家庭に踏み込んで対応することが難しい。

- ・医療関係機関へのリファー。

- ・民間支援（基本有料）

- ・多種多様な支援があり親子のニーズに応える。

- ・福祉的手法と教育的手法を複合させられる。

●まとめ

- ・保護者が公的支援を受ける際に様々な問題があり、保護者が戸惑いや悩みを抱えるケースが多い。

- ・保護者の希望が「解決」にあるにも関わらず、公的支援はあくまでも「相談」が中心である。

- ・民間支援は、様々なアプローチがあるので、親がニーズに合わせて選ぶことができる。

- ・公的支援には、まだまだ保護者が求めているニーズとズレが生じている部分があり、今後、行政が家庭教育支援を行っていく上で、「保護者のニーズにどう向き合っていくのか」という課題への取り組みが問われる。

<講義 2>

議題：教育改革は家庭教育支援から切り込め！

「家庭教育支援行政の実際」

～ケーススタディと改善策～

講師：(一財) 家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事

水野 達朗氏

<内容>

●未然防止としての家庭教育支援

・不登校は、陥ってから改善するのには困難が多いため、未然防止が重要である。

・「未然防止」という考え方を突き詰めていけば、子どもの自立や社会性の基礎を築く家庭教育の支援の必要性に行きつく。

○対症療法的支援の限界

・毎年新規で不登校となる 6.2 万人を如何に減らすかが課題。

・対症療法は、「包丁を隠すこと」であり根本的な解決は、包丁を振り回さなくすること。

○様々な支援をしているのに、どうして不登校が減らないのか

・年間約 2.4 万人が何らかの形で復学をしているが、その 2.5 倍の 6.2 万人が新規に不登校になっている。

・加えて、4.2 万人が問題を解決できないまま義務教育を終えてしまっている。

・現行の「対症療法的支援」で不登校を大幅に減少させるのは、2.5 倍の成果を出す必要がある。

・現状でも、ボランティアに頼っている公的支援では、予算的に不可能であり、民間支援であれば、保護者の負担が大きい。

・また、不登校対策だけでなく、解決できないまま義務教育を終えた 4.2 万人に対する支援も必要になる。

・そこで、未然防止という考え方にたった支援が必要となり、突き詰めると「家庭教育」へ行きつく。

○不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関する Q & A

・中 1 ギャップに対しては、環境変化面が取りざたされるが、調査から見えてくるのは、中学生で不登校になる生徒の多く (52%) が小学校時に不登校を経験していること。

・家庭教育を充実させることで、子どもの自立心や社会性を育むことが中 1 ギャップの予防においても大切である。

・不登校の対策には、「早期対応」と「未然防止」の 2 つが必要であり、家庭教育は非常に重要である。

	<p>○未然防止としても家庭教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状起こっている様々な問題点をデータから分析すると、「未然防止」という考え方が見えてくる。 ・この流れをたどれば、行政の家庭教育支援の充実に行きつく。 <p>●議員としての問題意識</p> <p>○教育予算配分に関する現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育予算全体の中で、自治体独自の事業として取り組める割合は約5%程度である。 ・実際に家庭教育支援に使われている予算に関しては、教育予算総額の1%に満たないのが現状である。 ・教育は、「地域教育」「学校教育」「家庭教育」の三本柱ではあるが、予算面でいえば「家庭教育」はほとんどない。 <p>○現状の予算内の内訳を調べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援の費用は、2～3百万程度でできるため、少額予算で実施できるため、「圧縮できるものがないか」「無駄がないか」をチェックする。 ・現状で時限的な予算が無いかを調べ、事業の切れ間のタイミングで提案する。 ・国の補助金を利用できるような事業がないか調べる。文部科学省では、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」1事業に対して250万円の補助金が出る。 ・「アウトリーチ型支援事業」は、家庭教育支援チームによる、家庭を訪問型の支援事業である。 ・ポイントは、保護者の直接支援になっているかと継続性（自治体が予算をつけるほどの実効性） <p>○地域資源をうまく活用できているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援には、地域で活動しているボランティアや民間団体、NPO、子育てサークル、教育機関などが活用でき、地域資源を活用すれば、予算を抑えることができる。 <p>○家庭教育に関する条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案は、関連法案と整合性が取れているか。 ・過去に他の自治体で争点になった部分へ配慮がされているか。 ・条例制定前に部局間の連携が取れているか。 ・条例の制定だけでなく、現場への落とし込みが必要。 <p>○不登校に対する公的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席者全体を考えた支援が行われているか。また、病気と診断された子どものフォローはされているか。 ・義務教育後の支援は考えられているか。引きこもり支援や就業支援とうまく連携が取れているか。
--	---

	<p>○教育委員会との関係性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首長の教育行政における権限と責任が強化されるため、議会にもこれまで以上に教育行政へのチェックが求められる。 ・教育委員会の改革によって家庭教育支援の推進に影響がでてくるのかをチェック。 <p>●現状の家庭教育支援の問題点と改善策</p> <p>○窓口の猥雑さ（問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で業務外の相談をした場合は再度他の窓口を紹介されることがあり、たらい回しとなっている。 ・保護者が辛いのは、どこに相談するのかわからないこと。 <p>○窓口の猥雑さ（改善策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する総合窓口を一元化し、教育相談も子育て・児童相談も受け持つ体とする。 ・教育支援センターは、実際の支援活動と人材研修に特化させる。 ・さらに、学校・医療機関・民間機関との連携を強化する。 <p>○セミナー・サロンタイプの（問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への学習機会の提供としては、「小学校でのセミナータイプ」や「子育てサロン」を中心とした支援が多いが、保護者自身が効果的であると答えているのは、「電話などの個別相談」や「情報がまとめられた啓発冊子」である。 ・悩みや不安解消の解決策として求められているのは、「家庭内での活動」や「地域のつながり」が上位である。 ・家庭教育に関する学習機会に対する保護者の要望からは、多様化したライフスタイルに対応したものが求められている。 <p>○セミナー・サロンタイプの（改善点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家にいながら受けられるよう支援」「アウトリーチ型の相談」「通信添削型講座」「民間との連携」といった新しい家庭教育支援の形地の検討。 ・「サロンタイプからSNSを利用したタイプへ」「クラウドを用いた講座や情報共有」など、SNSやICTを用いた形の検討。 <p>●まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援には、まだまだ課題があり改革が進んでいない。だからこそ、地方自治体独自の新しい家庭教育支援は、魅力的な自治体をアピールできる起爆剤となる。 ・教育支援が充実すると子育て世代の流出を食い止め、新たな市民流入を促すことにも繋がる。教育の原点は家庭教育にあるため、家庭教育支援から教育改革に切り込むことは、論理的にも、現実的にも重要である。
--	--

<講義3>

議題：教育改革は家庭教育支援から切り込め！

「地域資源を活用した新しい家庭教育支援のカタチ」

～子どもをとりまく隙間を埋める～

講師：(一財)家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事

水野 達朗氏

<内容>

●中間支援の重要性

○子どもを取り巻く状況の変化

- ・昔は家庭・学校・地域が支えあえる力が強く、相互連携が図れていた。
- ・現在は、家庭・学校・地域が支えあえる力が弱くなり、相互連携も図れなくなっている。その隙間を中間支援機関（塾・民間支援機関・行政の支援チーム）が埋めている。
- ・将来は、教育の最小構成単位である家庭教育を重点的にサポートすることによって本来の支える力を取り戻す。なぜなら、家庭は、地域や学校を構成する一部であるからである。

○現状抱えている問題点

- ・地域における市民同士の関係性の希薄化。
- ・核家族化に伴い、家庭教育の情報不足と情報過多。
- ・父母世代と祖父母世代の価値観の確執。
- ・親が学校に求める要求の質が高い。
- ・「家庭」「学校」「地域」がそれぞれ孤立し、特に「家庭」の孤立は危機的状況にある。

○このような状況を止めるために

- ・「家庭」「学校」「地域」の間に空いた隙間を「家庭教育支援チーム」などにより埋める。

○家庭教育支援チームとは

- ・支援が届きにくい家庭に対して、地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組み。
- ・家庭教育支援チームを通じて、地域課題に応じて柔軟な取組みができる。
- ・現在、全国で400近くの家庭教育支援チームが活動中である。

○中間支援の重要性

- ・核家族化が進み、地域との関係が希薄化する中で、中間支援が家庭、学校、地域の隙間を埋める役割として期待されている。
- ・中間支援は、家庭の自立を目標とし、支援が離れた後も家庭が積極的に地域や学校にコミットしていけるような関係づくりを目指

	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭と地域や学校の橋渡しとして「家庭教育支援チーム」に期待が寄せられているが、全国的には活動数が少なく、今後行政によるチーム立ち上げの支援が求められる。 <p>●文科省が考える家庭教育支援チームの役割とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的に求められる役割 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への寄り添い支援 ・家庭と地域とのつながり支援 ・家庭と学校など関係機関とのつながり支援 ○文科省が考える家庭教育支援チームの業務 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報や学びの場の提供 ・家庭と地域とのつながりの場の提供 ・訪問型家庭教育支援（アウトリーチ型支援） <p>●まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化が進み地域との関係が希薄化する中で、地域、学校、家族がバラバラになってしまうという課題が深刻になっているが、現状は中間支援として様々な機関がその隙間を埋め得ている。 ・行政が地域資源を活かした家庭教育支援に踏み出し、「子どもをとりまく隙間」を埋める役割を担うことが求められている。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒への支援としては、「早期相談」「未然防止」が重要であり、そのためには、地域資源も活用した家庭教育支援の充実が必要であることを学んだ。 ・また、不登校児童・生徒に関する保護者の相談に対しても、そのニーズに応えるための課題として、相談窓口の一元化が極めて重要である。 ・加えて、不登校の問題は、児童・生徒の卒業後の進路や人生設計に大きな影響を及ぼすことから、優先順位を高めて取り組むべき課題である。 ・これら、教育の課題に積極的に取り組むことで、「地域」「学校」「家庭」の隙間を埋めることができ、かつ子育て世代の流出を抑制するとともに、新たに子育て世代を呼び込むことができ、結果として地域の活性化にも繋がることとなる。 <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 11 月 10 日(月)
場 所	高知県 高知市役所 (仮設庁舎：高知市本町 4 丁目 1 番 24 号 高知電気ビル第 2 別館)
相 手 方	高知市健康福祉部 福祉管理課 高知市福祉事務所 福祉管理課 高知市教育委員会
目的・内容 ・結果等	<p>高知市が実施している「高知チャレンジ塾における学習支援」について意見聴取を行った。</p> <p><目的> 「高知チャレンジ塾」とは、生活保護世帯等の高知市内の中学生に学習の場を設け、学習支援・進学支援を継続的に行うことにより、高等学校への進学や、生徒が将来への希望を持って進路を選択し、就労することで貧困の連鎖を断つことを目的に平成 23 年度から実施している事業である。</p> <p>本市においても、平成 27 年 4 月から施行される生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、経済的な理由など、生活困窮の状態にある者に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けた支援を行うことから、先進事例である「高知チャレンジ塾」の取り組みを学ぶことを目的に視察を行った。</p> <p><内容> ●生活保護情勢 ○生活保護の状況 ・昭和 60 年を境に減少してきたが、リーマンショック以降急増。 ・平成 26 年 3 月末時点で、9,517 世帯、13,037 人、38.3% ・全国が、16～17%であることから倍以上であり、常にワースト 5 に入っている。 ・高知県内では、室戸市が一番高く、59～60%である。</p> <p>○保護率が高い理由 ①厳しい雇用情勢 ②高齢者世帯の増加</p>

- ・保護世帯の半数は高齢者

③医療機関の集中

- ・県内の半数近くの医療機関が高知市に集中により、近隣からの転入。

④県下で唯一の2級地

- ・周辺より保護費が高い。

⑤その他世帯の増加

- ・リーマンショック以降、働けるが職がないといった世帯。
- ・現在は、相談件数も減少してきた。
- ・しかしながら、高齢者世帯が増加している。
- ・平成23年度に、保護業務の運営体制の見直し3課体制とした。

●チャレンジ塾学習支援の状況

○経緯

- ・リーマンショック以降、全国的に生活保護世帯の増加が背景にあり、高知市は全国の2倍ほどあり中核市では全国で4番目に高い状況であった。
- ・このことから、生活保護世帯に育った子どもたちが、再び生活保護に陥るといったことの無いように、貧困の連鎖を断ち切ることが目的。
- ・学力面で、全日制高校の進学率を見ても、全世帯平均が84%のところ保護世帯では64.6%と、20%の開きがあった。
- ・このため、進学支援を行い、また中退をせずに就労につなげていくことが、高知市には必要と判断。
- ・「教育委員会」と「健康福祉部」で連携することで、土台が出来上がり、学校以外で学習の場が恵まれなかった子どもたちに学習の場の提供ができるようになった。

○運営

- ・直営とはせずに、社会協議団体に運営を任せるとともに、地域とも連携することで、新しい公共としても考えている。

○運営の具体的方法

- ・健康福祉部では、就学支援員を3名配置し、生活保護世帯の子どもたちに、「塾にはいきませんか」との働きかけを行っている。
- ・時には、ケースワーカーと連携をしながら電話や訪問などを行っている。
- ・教育委員会では、チャレンジ塾実行委員会に業務を委託しているが、実行委員会は、高知市教育シニアネットワーク（もともと組織されていた教員OBによる組織）に立ち上げてもらった。
- ・当初平成23年度は、5カ所をモデル地区として設定をしはじめた

- が、昨年度からは更に5ヵ所を追加し、合計10ヵ所で行っている。
- ・実施は週2回、時間は18時45分から20時45分。
- ・10ヵ所合計で70人の支援員を配置し、1人1時間あたり、1,480円の報酬で、18時から21時の3時間の勤務を行っている。
- ・その他、報酬はないが、ボランティアを頂ける方も配置をしている。
- ・運営がスムーズに行えている理由は、各組織の連携と協働がうまくいっているためである。
- ・時には、学校からも必要な情報の連携を受け行っている。

○参加者の状況

- ・当初は、生徒が集まるかを懸念していたが、実際は83名、内保護世帯は30名の生徒が集まった。
- ・年度末には、更に増えて合計223名、内保護世帯は69名となった。
- ・当時、保護世帯の対象者は150名程度であったが、内69名の参加となり予想を超えた申込みであった。
- ・背景としては、塾設置地域以外からも参加があったことである。
- ・2年目は更に増え、336名、内保護世帯が106名
- ・3年目は10ヵ所に増え、406名、内保護世帯が107名
- ・高知市全体では、保護世帯の人数が305名のため3割程度が参加している。

○参加者が多い理由

- ・仲間、友達と一緒に学べることがあげられる。
- ・そこに行くと仲間がいる
- ・スタッフの力。もともと学校の先生
- ・指導方法は、個別指導方法である。
- ・高知市では、5年前より全中学校で同じ教材を配布して宿題に使っていることから、塾では宿題を中心に行っている。
- ・また、全て自分の意志で通っている
- ・不登校の生徒も学校には行けないが、塾には行けるとして参加している生徒もいる。

○課題

- ・チャレンジ塾は、「学びの場」「居場所」のどちらかに偏ってしまっている点はないが、その点をうまく運営していくことが課題である。

●就学促進員の業務概要

○就学促進員による学習支援の概要

- ・生活保護世帯の子どもたちの学力が統計的に低いことからの学習支援と、社会的居場所づくりが大きな目標である。
- ・就学促進員は3名、教育の資格を有するものを中心に募集し、非

	<p>常勤特別職として雇用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源は、緊急雇用創出事業特例基金であるが、平成 27 年 4 月からは、生活困窮者自立支援法が施行されることから、市の任意事業となることから、これまでは補助金が 10 割であったが、1/2 となる。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 660 万円、事業費 3,300 万円であり、事業費の部分の補助金が 1/2 となることから、市の持ち出しが必要となる。 ・また、生活困窮者自立支援法施行後は、委託先に法人格となる必要があるが、現在委託している高知教育シニアネットワークは、法人格を有していない。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援の大きな目的の一つに貧困の連座を断ち切ることが、あるが、そのためには「学習支援」「居場所づくり」が重要であることを学んだ。 ・また、学習支援を行ううえで、地域資源である「教員OB」や「地域ボランティア」の存在も非常に大きい。 ・加えて、関係部署、機関の綿密な連携も極めて重要であることも学んだ。 <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>備 考</p>	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 26 年 11 月 13 日(木)																				
場 所	京都府京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町 676 番 13 メルパルク京都 5 階 B 会議室																				
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「地域包括ケアシステムの理解と行政の役割」 を受講																				
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>我が国は、本格的な人口減少時代に突入するとともに、少子超高齢化が急速に進行し、高齢者人口・割合が増していく中、高齢者が生涯にわたり尊厳をもって生活を送ることが出来るよう、医療・介護などにおける人的・物的資源の有効活用や、関係個所との連携を図る地域包括ケアシステムの構築が推進されている。</p> <p>基礎自治体である市町村は、市民にとって最も身近な行政として、重要な役割を担うこととなることから、地域包括ケアシステムの理解と、行政の求められる役割を理解し、より良きシステムの構築を図ることを目的に本セミナーを受講した。</p> <p><講義></p> <p>議題：地域包括システムの理解と行政の役割 講師：元廿日市副市長 自治体経営コンサルタント 川本 達志氏</p> <p><内容></p> <p>○ケアに対する各国の意識調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度認知症の 80 歳男性、誤嚥性肺炎繰り返し、経口摂取困難、妻の看護力低下 ・何を優先するかを意識調査結果 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">日本</th> <th style="text-align: center;">オランダ</th> <th style="text-align: center;">オーストラリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①生存時間</td> <td style="text-align: center;">39%</td> <td style="text-align: center;">7%</td> <td style="text-align: center;">7%</td> </tr> <tr> <td>②家族の意向</td> <td style="text-align: center;">32%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③尊厳保持</td> <td style="text-align: center;">17%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④QOL(生活の質)</td> <td style="text-align: center;">7%</td> <td style="text-align: center;">27%</td> <td style="text-align: center;">42%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・海外は、QOLを重視する。 ・生存時間を如何に伸ばすかではなく、如何にQOLを高めるかが、 		日本	オランダ	オーストラリア	①生存時間	39%	7%	7%	②家族の意向	32%			③尊厳保持	17%			④QOL(生活の質)	7%	27%	42%
	日本	オランダ	オーストラリア																		
①生存時間	39%	7%	7%																		
②家族の意向	32%																				
③尊厳保持	17%																				
④QOL(生活の質)	7%	27%	42%																		

	<p>地域包括ケアの目的である。</p> <p>○日本の出生数・出生率推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生数は過去最低であり、今後、低下していくのは確実。 <p>○日本の将来人口の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢人口は、2040まで増加する一方、生産年齢人口・年少人口は減少。生産年齢人口の減少は、国力の低下に関わる。 <p>○地域によって異なる将来人口の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以下の自治体では、高齢者数は横ばい。過疎地域では、全ての世代が減少 ・地域包括支援システムとは、地域で知恵を絞りなさいということであり、厚生労働省は、具体的方法は指定しておらず、多くの事例を掲載しているだけ。 ・高齢化率の将来比率を理解し、対応策を実施しなければならない。 <p>○介護保険14年とこれから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題は、75歳以降人口であり、75歳以降は、多額の費用が必要となるためである。 ・2025年までにシステムを構築する意味は、団塊世代が後期高齢者となる時期であるためであり、厚労省は、2025年の介護の状況を推計し、どう対応していくかを自治体に求めている。 ・これからの街づくりにも大きく影響を及ぼすとともに、取り組みによっては、地域で格差が出てくる。 <p>○大きく変化する社会・経済情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、現役世代2.4人で1人の高齢者を支えているが、2050年には、1.2人で1人を支えるようになる。どのように、65歳以上に支える側に回ってもらうか、価値を生み出してもらうかがポイントとなる。 ・また、若年層を中心に非正規労働者の増加にともない低所得者も増加しており、すべての人に出番がある社会の実現が必要である。 <p>○地域包括ケアシステムの5つの構成要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：QOLの向上に向け、包括的（1つではない）な支援・サービスの構築を目指す。 ・5つの構成要素は、①住まいと住まい方、②生活支援・福祉サービス、③医療と・介護、④介護・リハビリテーション、⑤保健・予防である。 ・問題は、地域包括ケアシステムをリバウンドサイドがほとんど理解していないことであり、供給サイド（行政）は「伝える」「知ってもらい」「備えてもらう」ことが必要。 <p>○それぞれの要素での取り組み課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療との連携強化
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療点数の制度はあるが、手を挙げてもらえるか ②介護サービスの充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特養などの整備、定期巡回、随時対応サービスの創設、在宅サービスの充実 ③予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態にならないための予防の取組み ④生活支援サービスの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り、配色、課意味の支援などの生活支援サービスの推進 ⑤高齢者住まいの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの推進、サービス付き高齢者住宅の整備 ○介護保険法第5条（抄） <ul style="list-style-type: none"> ・定められた国及び地方公共団体の責務は、「医療」「福祉」「生活支援」「住居」など、介護だけではないため、いかに連携を取れるか。 ○維持可能な社会保障制度の確立を図るための改革の進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・第4条には、地域包括システムの定義、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」が初めて示された法律である。 ・当該法は、プログラム法案であり、団塊世代が75歳以上になる2025年（平成37年）に向けて、要支援者向けサービスを市町村へ移行し、これまで介護業者が担ってきたことを市町村が行う。 ○自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム <ul style="list-style-type: none"> ・今後縮小して行かざるを得ないのは、「公助」「共助」である。 ・財源の問題があり、基本的に50%が保険料で、50%が公助である。 ○病院病床数 <ul style="list-style-type: none"> ・現在、年間における人生の最期を迎える人は120万人、2025年には180万人となる。また、療養病床数も年々減少していることから、この先、全ての人が病院で看取られることは不可能となる。 ・また、ピークに合わせて施設を整備することもできない。 ○地域包括ケアの始まり（広島県旧御調町 山口昇委員長の「寝たきりゼロ」作戦） <ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年ころ、寝たきり高齢者の増加の兆しがあり、原因を究明すると、家庭内の介護力不足が要因であった。 ・対策として、看護とリハビリテーションを家庭の中まで持つていく「医療の出前」が開始され、急性期医療中心から在宅ケアが導入された。 ・最初は、家庭に受けいれてもらえなかったが、徐々に要望を受けるまでとなる。
--	---

- ・在宅ケアは、サービスを受ける側と提供する側の間の信頼関係で成立するため、訪問看護を専従のスタッフへ切り替えるとともに、保健師を加え、また、リハビリスタッフも追加でチームに加えた。
- ・1984年頃から、在宅ケアのため、専門職（保健、医療、介護、福祉）によるカンファレンスを実施。

○山口昇先生による地域包括医療・ケアの概念

- ・地域に包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民が住み慣れた場所で、安心して生活で、きるようにそのQOLの向上をめざすもの。
- ・包括医療・ケアとは治療(キュア)のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリ、介護・福祉サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加の下に、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケアである。
- ・地域とは単なるAreaで、はなくCommunityを指す。

○シームレスな医療・介護連携

- ・「シームレス(切れ間なく)」に行う。なぜならば、切れ目が寝たきりを作っていたため。

○地域包括ケアシステムの成果

- ・医療だけではなく、予防を取り入れたことにより、寝たきりの減少とともに医療費伸び率が鈍化し、結果経済効果や地域の活性化につながった。

○御調町における在宅老人と在宅寝たきり老人の推移

- ・結果、作られた寝たきりは減少。
- ・全ての人が山口先生になれないため、その役割を担うのは行政であり、首長のリーダーシップにより地域格差は出てくる。

○今、なぜ「地域包括ケアシステム」なのか？

- ・2025年には介護保険料は倍になる。10年後を乗り切るために必要なものである。
- ・多職種連携(医療・看護・介護)が必要であり、介護保険課と高齢福祉課などの分類は機能しない。
- ・地域包括ケアシステムは、地域づくりそのものである。

○第5期介護保険事業計画(H24~H26)策定における地域包括ケアシステムの導入

- ・今後3年間のサービスの量を決める計画であり、2025年までにやらないといけないことである。

○2025年を見据えた第6期介護保険計画の位置づけ

- ・現在、各自治体とも事業計画を作成中である。
- ・第6期では、「地域包括ケア計画」と位置づけ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載が必要。 ・第9期までの4期分の見通しを示さなければならない。 <p>○地域包括ケアシステム構築に向けた道筋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何のためにやるのか」（目標）を共有することが必要。 ・山口先生は、「寝たきりゼロ」であった。 ・数字での目標が有効であり、地域ごとの状に合わせた目標を設定するとともに、文字での表現のみならず、いかに数字に落とし込めるか。 ・時間がかかるからこそ、「仕組みを作る」ことが必要であり、横断的な連携、仕組みが重要 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムは、人間の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築であり、今後ますます進展する少子超高齢化社会においては、一刻もはやいシステムの構築が必要であることを学んだ。 ・そのためには、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的かつシームレスに供給さえることが必要であるとともに、市民との信頼関係を基礎とした、地域包括ケアへの理解も重要である。 ・地域包括ケアシステムは、地域づくりそのものであることから、一刻も早い、より良きシステム構築に向けて努めて参りたい。 <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 27 年 1 月 30 日(金)
場 所	大阪市東淀川区東中島 1-18-22 丸ビル別館
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「地域福祉政策の理論と実践」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>我が国は、本格的な人口減少時代に突入するとともに、少子超高齢化が急速に進行し、高齢者人口・割合が増していく中、高齢者が生涯にわたり尊厳をもって生活を送ることが出来るよう、医療・介護などにおける人的・物的資源の有効活用や、関係個所との連携を図る地域包括ケアシステムの構築などが推進されている。</p> <p>基礎自治体である市町村は、市民にとって最も身近な行政として、重要な役割を担うこととなることから、地域福祉政策の立案に向けて、いま取り組むべき課題や施策を理解し、活力のある地域をつくることを目的に本セミナーを受講した。</p> <p><講義></p> <p>議題：地域福祉政策の立案に向けて 「地方議員が今取り組むべき課題・施策」</p> <p>講師：公社なかがわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦氏</p> <p><内容></p> <p>1. これからの福祉政策の方向</p> <p>●福祉施策を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉は、市町村が行うものであり、これからは市町村の時代。 ・2025年団塊の世代が75歳となるとともに、少子化が進行。 ・高齢者人口は、今度20年間、首都圏をはじめとする都市部を中心に増加し、地域によって遍在する。 ・2060年には、2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる。 <p>○今後の介護保険を取り巻く環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の増加 ・要介護認定を受けるほとんどが、75歳以上である。そのため、2015年がターニングポイントである。

	<p>○介護給付と保険料の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付は、2014年で10兆円、2025年で21兆円 ・国債で賄っているが、将来世代への借金である。 ・将来負担を減らすための施策が消費税。消費税を上げないと、社会保障の財源がずっと借金となってしまう。 <p>○社会保障給付費の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の社会保障の額は、2014年ベースで114兆円、過去最高水準であり、今後も増加する。 ・社会保障費のうち5割が年金、3割が医療、2割が介護福祉であり、若い世代がこれを支えている。 <p>○今後の高齢社会の展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京一極集中の是正が必要であり、それには、団塊の世代の動きが重要となるため、社会的イノベーションが必要。 <p>○高齢者施策の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の大幅な増加 ・一人暮らし、夫婦のみの世帯が増加 ・介護人材の不足 <p>●介護保険制度改正の概要</p> <p>○介護保険制度の改正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの構築と費用負担の公平性。 ・所得に対し保険料のメリハリによる低所得者への保険料軽減。 ・サービスの充実では、一律基準ではなくなるとともに、市町村の事業に切り替わる。 <p>○医療・介護サービスの供給体制改革後の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携を強化したサービス供給体制の構築。 <p>○在宅医療・介護の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社協に依存しているのでは、地域包括ケアシステムはつくりえない。これからは医師会との連携が不可欠。 ・市町村は、医療の計画を持っていないため、県との連携も重要。 ・地域包括支援センターは、重要な役割を担うことから、人材を投入しなければならない。 <p>○地域ケア会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援と、地域ネットワークの構築を行う。 ・ケア会議を行っていても、会議の運営方法が分からないことが多いため、行政との連携を図りながら、会議を支援しなければならない。 ・地域ケア計画は議会の承認が必要である。
--	--

- ・ケースカンファレンスではなく、よりよき地域包括ケアシステムを作るための会議である。

●生活支援・介護予防の充実

○生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- ・支援サービスのうち、食のサービスが重要
- ・地域住民の参加には市町村がバックアップ、また都道府県のバックアップ体制の充実は必要。

○予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- ・受けられるサービスが増加し、NPOの実施事業にも、保険料を使用できる。

○介護予防給付

- ・これまでは、家族が支えていたが、これからは、行政も担う必要がある。
- ・要支援1, 2の方が使えなくなるのは、間違った理解であり、介護予防には使用できる。
- ・変わるのは、訪問介護と通所介護、しかし市町村の裁量によって多様なメニューを作れる。まら、早く取り組む方が、財政負担が軽減できる。

●認知症施策の推進

○認知症高齢者の現状

- ・全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計(平成22年)。
- ・全国の、正常でもない、認知症でもない(正常と認知症の間)状態の有病率推定値13%、有病者数約380万人と推計(平成22年)。
- ・介護保険制度を利用している認知症高齢者は約280万人(平成22年)。

●情報公表制度の見直し、介護人材の確保

○介護サービス情報公表制度

- ・目的は、社会資源の見える化である。
- ・新たな好評事項については、市町村が主役となる

○介護人材の確保

- ・介護保険制度の施行後、介護職員数は増加し、10年間で倍以上となっている。また、2025年には、介護職員は更に1.5倍以上必要と推計されている。
- ・介護報酬は減額改定がされた。予算のない自治体は別の方法(報酬だけではない)を考えなければならない。

○参入の促進

- ・学校、学生、保護者等に対する介護職の魅力の広報、入職を促進するためのイメージアップを図る取組の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活支援（高齢者の見守り・配食等）の担い手を増やすなど、すそ野を広げる ・介護分野で働こうとしている方が、事前に事業所の状況を知ることができるよう、情報公表制度を活用した介護職員の労働条件などの公表を推奨 ・ハローワークや都道府県福祉人材センターでの介護分野への就職支援の取組 ・潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修等実施 ○職場環境の整備・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の負担軽減（介護職員の腰痛予防等）を図るために介護ロボットの開発促進 ・介護福祉機器の導入など職場環境の整備を図るために助成金の活用 ・介護分野で働こうとしている方が、事前に事業所の状況を知ることができるよう、情報公表制度を活用した介護職員の労働条件などの公表 ・ICTを活用した情報連携の推進・業務の効率化 <p>2. 自治体が主役の時代へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治体経営と新しい公共 <ul style="list-style-type: none"> ○なぜ地域が主役のなか？ <ul style="list-style-type: none"> ・2000年に地域分権一括法が成立による権限移譲、財源移譲。 ・地域の特性・自主性の発揮 ○地方分権で地域が豊かになったか？ <ul style="list-style-type: none"> ・NO。地方分権一括法などの制度の枠組みを変えても、地方分権を実感することが出来ないのは、住民の日常生活や地域での活動に影響を及ぼす地域政策が立案されていないから。 ○なぜ、自治体は政策を生み出せないのか？ <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、政策を生み出すのは国であり、自治体は、事業を実施することが役割と考えられていたので、政策主体としての意識が薄い。 ・自主財源比率が低いので、独自の政策を展開しにくい。 ○これからの自治体に求められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・自治体は、地域を良くするための政策主体であるという認識。 ・自治体の政策形成の担い手は、行政や住民など様々な主体であるという認識 ・広い視野でものを考えた地域活動。 ・常に住民のためになるかどうかを考えた自治体を経営。
--	--

	<p>○自治体経営に必要な視点とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで行政により担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって行う考え方が「新しい公共」であるが、自治体経営にとって、「新しい公共」の考え方は重要である。 <p><結果・考察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策を取り巻く環境は、人口減少、超少子高齢化の進行などにもない、「社会保障費の増大」「要介護認定者の増加」など多くの課題が山積している。 ・このような中、介護保険制度の改正では、地方自治体の役割や責任が大きくなっていることなどから、これまでも増して地方が試される時代となっている。 ・これら課題を克服していくためには、政策形成の担い手は、行政や住民など様々な主体であるとの認識にたち、自治体を経営しなければならない。 ・そのためには、「新しい公共」の視点を積極的に取り入れる施策を展開していくことが重要とである。 <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	

政務活動記録票

氏 名 大西 智

年 月 日	平成 27 年 2 月 3 日(火)
場 所	東京都中央区八丁堀 1-9-8 八重洲通りハタビル アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
相 手 方	地方議員研究会 主催 地方議員研究会セミナー「国民健康保険制度の理解と今後」を受講
目的・内容 ・結果等	<p><目的></p> <p>国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを、国保事業は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行うことを目的としており、国民生活において、非常に重要な社会保障の役割を担っている。</p> <p>しかしながら、市町村国保では、年齢構成の高さや、財政基盤、財政の安定性や市町村格差など、さまざまな過課が顕在化している。</p> <p>このことから、社会保障としての役割を将来においても十分に果たしていくために、国民健康保険制度の仕組み、現状や課題、そして課題克服に向けた取組を学ぶことを目的に、本セミナーを受講した。</p> <p><講義></p> <p>議題：地域福祉政策の立案に向けて 「国民健康保険の理解と今後」</p> <p>講師：元廿日市副市長 自治体経営コンサルタント 川本 達志氏</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障制度の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障は、生活リスクに対して税金により所得移転するものであり、相互扶助の精神による制度である。 ○医療保険の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険は、国民皆保険の中核として全ての保険制度の基礎にあり、この制度がなければ社会保障から漏れる方が出てくる。 ○各医療保険の体系と規模 <ul style="list-style-type: none"> ・H24 年度の予算ベースでは、後期高齢者医療制度が約 13 兆円。 ・退職者が国保に加入すると、国保の負担が増加することから、調整制度があり、約 6 兆円。

○国民健康保険のあゆみ

- ・S13年設立当時は、皆保険制度ではなかった。
- ・H20年、高齢者の医療費増大に伴い、現役世代と高齢者の費用負担の不明確さや、保険者間又は市町村国保の費用負担が不公平という課題から、後期高齢者医療制度を創設

○国民健康保険の運営

- ・国保の役割は、職域でカバーされない国民を地域で把握する医療保険。
- ・保険者は市町村・特別区。
- ・財政予算は、特別会計により独立採算で行う。
- ・国保運営協議会は、国民健康保険の事業運営方針を協議する機関。

○国民健康保険の運営（国保運営協議会）

- ・国保運営協議会は、市町村の附属機関であり、国保法に設置規定が定められている。
- ・国保運営協議会では、専門的な保険料の論議を客観的に行い、保険料改定などについて諮問を行う。
- ・ここで出されたものが、議会に提案されてくる。

○国民健康保険の被保険者

- ・強制運用であり、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者である。（被用者保険加入者などを除く）
- ・保険料は、世帯主が支払い世帯主の届出が必要。
- ・市外の特養に入る場合は、住所は移るが、被保険者としては残る

○国民健康保険の被保険者（国保料滞納者世帯への対応「被保険者資格証明書」）

- ・滞納世帯への対応として「被保険者証」を返納させ、「被保険者資格証明書」を交付する。
- ・滞納の順番としては、税金の前に国保料の滞納から始まることが多いが、税金の滞納より罪悪感が低いため。
- ・高校生以下には、6カ月の有効期間の「短期被保険者証」を交付。

○国民健康保険の保険給付

- ・医療機関は、国保連合会に請求。
- ・国保連合会で一括審査し、市町村に請求。
- ・市町村は、請求に対して支払い。
- ・市町村外で受診した場合は、国保中央会において相殺。

○国民健康保険の保険給付（主なもの）

- ・保険給付は、現物給付と現金給付。
- ・現物とは、診察、薬剤、手術、看護などのことである
- ・現金給付は、高額医療費や、出産育児一時金など。

○高額医療費制度とは

- ・医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度。
- ・現在制度が変わり「5区分」となった（H27.1より）。
- ・制度は良くできているが、高額医療のケースが多くなると負担が大きくなる。

○国民健康保険財政の仕組み（国民健康保険特別会計）

- ・国保特別会計は、支出額に応じて収入額を確保しなければならない難しさがある。
- ・制度は12月ごと決まることから、その後2カ月程度で膨大な作業が必要である。
- ・収入は、保険料、国庫支出金、交付金、補助金と、一般会計繰入金などである。
- ・国保財政は、3,139億円(2013年度)の赤字だが、見せかけは405億円の黒字。なぜならそれだけ、法定外の繰入を行っている。
- ・法定外繰入は、保険料を支払っている方からすれば、ダブルの支出となる。なぜならば、未収者入が多いため。

○国民健康保険事業の予算の組み方<支出>

- ・最も重要なのは「医療費の見積もり」である、見積もられた支出（医療需要）を満たすために収入（国保料、国庫支出金など）を決定するため。
- ・見積の根拠となるのは、「過去の伸び率」「特殊な高額医療を要する患者の動向」「インフルエンザ流行の予測」「医療費改定の状況」で予測する。
- ・一般会計は、「収入に対して支出」を決めていくが、国保は、「支出に対して収入」を決めるため考え方が逆となる

○国民健康保険の予算の組み方<収入>

- ・収入は、「国・県支出金」「主に被保険者負担金」「その他」「保険料（税）」である。
- ・支出予定額から一定ルールにしたがって国・県支出金や一般金を算出し、支出予定額から差し引いた残りの必要財源が保険料相当額。
- ・保険料(税)率とは、所得や被保険者数に按分して各世帯に割り振るための「按分率」。

○「収入」国民健康保険料（税）の仕組み

- ・「税」が「料」かは、処分（消滅時効）の期間の違いであり、「税」は5年「料」は2年である。
- ・収めるのは原則として世帯主。

	<ul style="list-style-type: none"> ・課税額＝基礎課税額＋後期高者支援金等課税額＋介護納付金課税額 ・基礎課税総額は、四方式、三方式、二方式があり、選択するのは、保険者の任意。 ・「保険基盤安定制度」は、保険料負担能力の低い低所得者の保険料軽減分について援助を行う仕組みであり、低所得者を支援する制度。 ・「保険者支援制度」は、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を支援する、市町村を支援する制度。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢構成が高く、医療費の水準が高い。 ・所得水準が低い。 ・保険料負担が重い。 ・保険料（税）の徴収率低下。 ・一般会計繰入・繰上充用。 ・小規模保険者の存在 ・市町村間の格差 <p><結果・考察></p> <p>社会保障は、生活リスクに対して税金により所得移転を行うものであり、相互扶助の精神による成り立っている制度である。</p> <p>また、国民健康保険は、国民皆保険の中核として全て保険制度の基礎にあり、社会保障から漏れる方を無くす重要な制度である。</p> <p>昭和 13 年の設立以降、時代状況に応じて制度を改定し、平成 20 年には、高齢者の医療費増大に伴い、現役世代と高齢者の費用負担の不明確さや、保険者間又は市町村国保の費用負担が不公平という課題から、後期高齢者医療制度が創設設立されるなど、時代状況や課題に応じて変遷を重ねている。</p> <p>現在では、年齢構成、財政基盤、財政の安定性や市町村格差など、様々な課題が山積をしているが、一方で、後発医薬品の積極的活用や、重症化予防などに取り組むことで、事業の安定化にも繋がることから、市町村で実施できる施策について、より積極的に重点をおいて取り組むことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
備 考	